

資本金 五千円
事業 貨物運輸業
企業系統 ナシ（大分セメント会社ノ取扱）
使用労働者 男九名（船夫）

三 労働者側

争議参加労働者 八名（一名不参加）
組合加入者 ナシ
庶務組合 関東合同労働組合（組合月費未）

四 争議発生ノ時 昭和四年十一月一日

五 争議發生ノ原因

- 一 事業主ハ事業不振ヲ理由トシテ十月二十七日使用船夫ニ対シ
一セメント運送賃芝浦ヨリ吾妻橋迄一樽ニ片四匁五厘ヲ四匁六ニ値
下スルコト
- 二 吾妻橋上流千住方面迄五匁五厘ヲ四匁五厘ニ値下スルコト
- 三 運送中降雨其ノ他ノ事故ノ爲メセメント固化シタル場合ノ損害ハ主ノ
ヲ船夫ニ於テ負担スルコト

以上ノ賃銀値下ヲ中渡シタルニヨル

六 要求並ニ交渉状況

右賃銀値下ノ發表アルヤ船夫九名中ノ八名ハ協議ノ上ニ及対スルコト、シ
即日関東合同労働組合ニ庶務ヲ依頼シ十月三十一日組合主事 白鳥廣近
日本大衆党本部支部員秋葉民藏ノ二名ハ船夫八名ト共ニ四清店ヲ
訪問 店主ト合見シ別記ハ如キ六項目ノ要求書ヲ提出 賃銀値下
ノ不當ヲ鳴シシルカ店主側ニ於テハ無産政黨又ハ労働組合等ノ介在セル間ニ絶
對交渉ニ応セス之等ト絶縁シタル後考慮スヘシト要求ヲ拒絶セリ

七 経過

労働者側

前項ノ如ク事業主側ニ於テ要求ヲ拒絶シタル爲メ十一月一日ヨリ八名、船ヲ
前記芝浦川船ニ廻集シ罷業ヲ決行スルニ至リ水上船内ニ争議団本部ヲ設置
シ第九節他カ凡船頭 高司賢藏ヲ争議部長トシ十一月四日ヨリ船上ニ組
合旗等ヲ掲揚シ船内ニハ「メーデー」歌レ及争議団心得其ノ他ノビラヲ貼付シ
罷業ヲ揚ケツマルカ組合側ニ於テハ別記ハ如キ即断物ヲ各支部へ發送處
振ラ求メツ、アリ